

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当  
会計年度任用職員（路上喫煙防止補助員）募集要項

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用 予定者数	受験資格	任用期間
10名程度	次の受験資格をすべて満たす者が、この試験を受けることができます。 (1)地方公務員法第16条各号〔欠格事項〕に該当しない者（※1） (2)日本国籍を有する者（※2）	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※1 地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 会計年度任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意志の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

## 2 従事する職務等

職務内容
<p>路上喫煙防止補助員</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・路上喫煙防止に係る啓発及び巡回指導補助等に関する業務</li></ul> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・路上喫煙防止にかかる啓発に関する補助業務</li><li>・巡回指導業務に関する補助業務</li><li>・喫煙設備の日常管理の確認等に関する補助業務</li><li>・定点調査・広聴業務・その他路上喫煙防止に関する補助業務</li></ul> <p>※徒歩による巡回（1日2万歩以上）を含む。</p> <p>※Word、Excelなどのパソコンの基本操作を含む。</p> <p>※危機事象発生時には、非常時優先業務（災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務）に従事する場合がある。</p>

## 3 選考方法等

### （1）口述（面接）試験

日付：令和8年3月4日（水）から6日（木）の期間のうちいずれか一日

場所：大阪市環境局庁舎内

※ただし、応募人数により日付・場所を変更する場合があります。

※詳細な時間・場所は、受験票等に記載して通知します。

### （2）合否通知等

令和8年3月11日（水）頃 発送予定

受験者本人あてに通知します。

## 4 受験手続

受験申込みについては、持参または送付により受け付けます。送付の場合は、申込者において、配達状況の確認が可能な方法で送付してください。

申込方法	<p><b>【受付期間】</b></p> <p>令和8年1月30日（金）から令和8年2月20日（金）まで</p> <p>〔持参の場合：令和8年1月30日（金）から令和8年2月20日（金） 午前9時00分から午後5時30分まで (土曜日・日曜日・祝日及び開庁日の午後0時15分 から午後1時00分は除く。)〕</p> <p>〔送付の場合：令和8年2月20日（金）当日必着〕</p> <p><b>【提出先】</b></p> <p>〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階 大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当</p> <p>※「会計年度任用職員 採用申込書在中」と朱書した封筒に次の①～③</p>
------	---

	<p>の書類を入れて提出してください。 なお、送付時に発生した事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。</p> <p><b>【提出書類】</b></p> <p>※次の書類に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。</p> <p>①大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通</p> <p>※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。</p> <p>②申し立て書 1通</p> <p>※①②は、本市所定の様式に限ります。また、記入項目において、記入欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください。</p> <p>※①②は、後掲の申込書配付場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。</p> <p>③「受験票等」送付用の定型封筒（長形3号） 1通</p> <p>※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手の提出がない場合は、受験票等を送付しませんので、必ず貼付してください。</p>
受験票等の送付	試験会場等の詳細を記した受験票等を受験者本人あてに令和8年2月26日（木）に発送します。なお、令和8年3月3日（火）までに受験票等が届かない場合には、大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当（06-6630-3228）までご連絡ください。

## 5 要項・申込用紙の請求

配付場所	<p>① 大阪市ホームページ  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000671644.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000671644.html</a></p> <p>② 環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当（あべのルシアス13階）</p>
------	--

## 6 勤務条件

勤務場所	<p>① 大阪市北区長柄中2丁目4番25号（環境局北靈園）  ② 大阪市浪速区塩草2丁目1番1号（環境局中部環境事業センター出張所）  ③ 大阪市東住吉区杭全1丁目6番28号（環境局中部環境事業センター）  ④ 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階  ⑤ 大阪市西区新町4丁目20番3号（環境局河川事務所）</p> <p>勤務場所は①～⑤のいずれかとなります。</p>
勤務日・勤務時間・休憩	<p>① 勤務日及び勤務時間</p> <p>ア. 午前9時00分～午後5時15分</p> <p>イ. 午前7時30分～午後3時45分</p>

時間・休日・時間外勤務	<p>ウ. 午前 10 時 45 分～午後 7 時 00 分      エ. 午前 11 時 15 分～午後 7 時 30 分      ※ 1 日 7 時間 30 分勤務 × 週 4 回      (土曜日・日曜日・祝日を含むローテーション勤務)      勤務時間については、「ア」が基本の勤務時間となり、「イ」、「ウ」又は「エ」がそれぞれ月 1～2 回程度の予定です。</p> <p>② 休憩時間      45 分</p> <p>③ 休日      日曜日～土曜日（週 7 日間）のうち所属長が定める 3 日間、その他（年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日）等、祝日相当分を含む</p> <p>④ 時間外勤務      無し</p>
休暇	年次有給休暇、その他特別休暇あり
給料	<p>月額 176,436 円（令和 8 年 1 月 1 日現在・地域手当含む）</p> <p>※前歴などがある場合は、職歴証明書（本市様式）等を採用後に提出し、要件を満たした場合はその経歴に応じて加算されることがあります。</p> <p>※原則 17 日に支給します。ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではありません。</p>
手当	通勤手当、期末勤勉手当
その他	社会保険等あり（健康保険、厚生年金、雇用保険）

※勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後にお知らせします。

## 7 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は返送することがあります。  
 なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2) 受験資格がないこと、採用申込書等の記載事項について虚偽であることが判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- (3) 提出書類はお返しいたしません。  
 なお、提出書類等により取得した個人情報については、職員採用の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。ただし、採用者については、業務用交通系 IC カードの貸与を予定しており、同個人情報は、必要な範囲において第三者に提供することとします。
- (4) 試験当日は、受験票を必ず持参してください。  
 試験当日の集合時刻より、30 分以上遅刻した場合は受験をお断りいたします。
- (5) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

この試験についての問い合わせは下記まで。

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当

電話 (06) 6630-3228

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階

■各駅、出口より徒歩約 5 分

Osaka Metro 御堂筋線・谷町線「天王寺駅」14 号出口

J R 西日本「天王寺駅」西口（南口）

近鉄南大阪線「大阪阿部野橋駅」西口

阪堺電気軌道「天王寺駅前駅」

#### 受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

#### 【大阪市職員基本条例】(抜粋)

##### (倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚して、公正に職務を執行し、その職務や地位を私的利害のために用いてはならず、また、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

4 職員は、市政の透明性の確保に努めるとともに、自らの職務に関し説明責任を果たすよう努めなければならない。

##### (職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

#### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は定められたスケジュールやルールに沿って行動すること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと。また、休憩時間中においても定められた場所以外で喫煙を行わないこと。なお、通勤途上や休日等の勤務時間外であっても、大阪市内で路上喫煙は行わないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと(入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。)
- ・入れ墨の施術を受けないこと
- ・必要な届出等を怠ることなく、常に透明性の確保に努めること